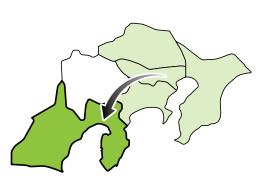
からの移住に対 巻 制度が始ま 耒

国は、東京圏から地方に移住して、中小企業などに就業または起業した人 への補助制度を創設しました。県内の全市町では、 今年度からこの補助制 度を開始しています。

東京圏在住の親族や知り合いへの周知にご協力ください。



の対策を目的としています。

中や、地方中小企業などの人材不足へ

神奈川県、千葉県、

埼玉県) の人口集

この補助制度は、

東京圏

(東京都

金の交付決定を受けている人

市民の皆さんへ

東京圏在住の親族や知り合いなど

周

静岡県が実施する地域創生起業支援

目的

問い合わせ/企画課 移住定住推進室 **☎**55-2930 **™**53-6669

通勤していた人

入した人

補助対象

①平成31年4月1日以降に富士市へ転 ①~⑥の条件を全て満たす人

②転入日の前日まで5年以上継続して 東京圏に居住し、 転入日の前日まで5年以上継続して 東京23区に居住していた人、または かつ東京23区内に

③申請日において、転入日から3か月 ている人 以上1年以内継続して市内に居住し

④申請日から5年以上継続して市内に 居住する意思がある人

⑤市町村税及び特別区税を滞納してい ない人

⑥次のいずれかに該当する人 静岡県の求人情報サイト「しずおか 象求人に申し込み、新たに正社員と 就職net」の移住・就業支援金対 3か月以上継続して就業している人 して就業した人で、申請日において

補助金額

世帯100万円、単身の万円

補助金受給までの流れ (就業)

ずおか就職net」 掲載の移住

就業・転入

転入から3か月以上1年以内就業から3か月以上経過、かつ

交付申請

(今年度の申請は令和2年1月31日まで)

を求めることがあります。 ※5年以内に転出した場合などは返還 補助金の受給

室へお問い合わせください。 らんいただくか、企画課移住定住推進 ます。詳しくは、市ウェブサイトをご ※今年度の地域創生起業支援金の募集 ①~⑥以外にもいくつか要件があり は終了しています。 知にご協力ください。 象となる可能性がありますので、 の人がいましたら、この補助金の対 で、富士市での転職・起業をお考え

)事業者の皆さんへ

ことが必要です。 就業支援金対象法人として登録する 掲載したい事業者は、 「しずおか就職net」に求人を まずは移住・

求人掲載までの流れ

しずおか就職netに登録

■https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/

静岡県が「移住・就業支援金対象法 富士市商業労政課に申請書類を提出

人」に認定

求人情報の掲載

わせください。 担当(☎(55)2778) へお問い合 んいただくか、商業労政課雇用労政 詳しくは、市ウェブサイトをごら

【市ウェブサイト】 くらしと市政→くらし・手続→住まい →移住・定住→移住就業支援補助金